

■お問い合わせ先

名 称	電話番号 メールアドレス	所在地	管轄地域
くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-2423 hai@pref.shizuoka.lg.jp	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	
賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053	〒415-0016 下田市中531-1	下田市・東伊豆町・河津町 南伊豆町・松崎町・西伊豆町
東部健康福祉センター 廃棄物課	055-920-2106	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	沼津市・熱海市・三島市 富士宮市・伊東市・富士市 御殿場市・裾野市・伊豆市 伊豆の国市・函南町・清水町 長泉町・小山町
中部健康福祉センター 環境課	054-644-9288	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1	島田市・焼津市・藤枝市 牧之原市・吉田町・川根本町
西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2248	〒438-8622 磐田市見付3599-4	磐田市・掛川市・袋井市・湖西市 御前崎市・菊川市・森町

※静岡市、浜松市における産業廃棄物に関するお問い合わせは、それぞれの市役所にお願いします。



Shizuoka Prefecture

静岡県産業廃棄物の 適正な処理に関する条例

◆
快適な生活環境を守るために
いま、取り組むべきこと
◆



静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

生活環境の保全

産業廃棄物の適正な処理の促進

第1の柱 事業者の 処理責任の徹底

- ◎ 産業廃棄物管理責任者の設置
- ◎ 委託先による不適正処理への
必要な措置の実施及び県への報告
- ◎ 委託先の実地確認とその記録

第2の柱 県外から搬入される 産業廃棄物の適正処理

- ◎ 県外産業廃棄物の搬入の
事前協議

第3の柱 処理業者による 不適正な処理の防止

- ◎ 産業廃棄物の処理状況の報告
及び公表

第4の柱 不法投棄等に利用 されないための 土地の適正管理

- ◎ 土地所有者等の講ずべき措置
- ◎ 土地所有者等の講ずべき措置

第5の柱 周辺住民に対する 説明責任の徹底

- ◎ 事業計画書の提出
- ◎ 見解書の作成
- ◎ 住民説明会の開催
- ◎ 生活環境保全協定等の締結の努力

P4 P6 P7

P8

P10

P12

P16 P17 P19 P19

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例とは

制定の背景

産業活動が活発な静岡県では年間1千万t以上の産業廃棄物が排出されており、この排出量は他県と比べても大きな量です。私たちの良好な生活環境を守り、環境にやさしい循環型社会を実現するには、多量に排出される産業廃棄物を、適正に処理していかなければなりません。

しかし、現実には不法投棄に代表される産業廃棄物の不適正な処理が後を絶ちません。また、産業廃棄物の処理施設は、産業活動にとってなくてはならない施設ですが、その設置や運営を巡って、住民と設置者との間でトラブルが発生する事例があります。

このような状況を改善しようと、廃棄物処理法が幾度も改正されたり、様々な施策が実施されていますが、未だ十分とは言えません。このため、県は、産業廃棄物の適正な処理をさらに進めていくことを目指して、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例を制定しました。

【条例第1条】

この条例の目的は、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって県民の生活環境の保全に資することです。

この条例では、事業者、処理業者をはじめ、土地所有者等も含めた各主体の自主的な取組によって産業廃棄物の適正な処理が促進されることを目指しています。

条例に定められていること

この条例では、事業者、処理業者等が果たすべき義務等を定めています。

その内容は主に5つに分けられ、これを「5つの柱」と呼びます(P2参照)。

★条例とともに、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則も制定されました。この規則には、条例の施行に関して必要な事項が定められています。

★このパンフレットでは、以下の略称を用います。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律……廃棄物処理法
- ・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例……条例
- ・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則……規則





第1の柱 事業者の処理責任の徹底

P4～P7

【条例第4条、第8条～第11条】【規則第3条～第5条】

廃棄物処理法では、産業廃棄物を排出した事業者にはその産業廃棄物を適正に処理する責任があることが明記されています。しかし、一部の事業者はこの責任を十分に認識しておらず、処理業者任せの安易な委託処理を行ったり、悪質な場合には自ら不法投棄を行ったりしています。このような状況の改善を図り、事業者の処理責任を徹底するため、条例では、産業廃棄物管理責任者を設置すること等について定めています。

第2の柱 県外から搬入される産業廃棄物の適正処理

P8～P9

【条例第12条～第16条】【規則第6条～第14条】

産業廃棄物の適正な処理が確保されるためには、県内の事業者だけではなく、産業廃棄物を県外で排出し、県内に搬入する事業者（県外事業者）も適正な処理に努めなければなりません。条例では、県外事業者が産業廃棄物を処分するため県内に搬入するに際して、県と事前に協議を行うこと等について定めています。

第3の柱 処理業者による不適正な処理の防止

P10～P11

【条例第5条、第17条】【規則第15条、第16条】

不法投棄など、産業廃棄物の不適正な処理を行う悪質な処理業者がいます。このような悪質な処理業者による違法行為を防ぐため、情報公開を通じて処理業者による産業廃棄物の処理状況の透明化を図っていく必要があります。条例では、処理業者がその処理状況を県に報告することや、その報告の概要を県が公表することについて定めています。

第4の柱 不法投棄等に利用されないための土地の適正管理

P12～P13

【条例第6条、第18条、第19条】

産業廃棄物の不法投棄事案の中には、他人の土地を借りて、そこへ不法投棄を行うものがあります。このような事案の発生を防ぐため、条例では、土地の所有者、管理者、占有者（土地所有者等）が、その土地を他人に使用させる場合で産業廃棄物の処理が予想されるときには、土地の使用方法・使用状況を十分に確認すること等について定めています。

第5の柱 処理施設設置者の周辺住民に対する説明責任の徹底

P14～P19

【条例第20条～第27条】【規則第17条～第31条】

産業廃棄物の処理施設の設置を巡っては、その設置者と地域住民との間で対立が発生する事例があります。その原因の一つとして、設置者と地域住民との間の意思疎通が不足していることが挙げられます。地域住民が処理施設の設置等の情報に接する機会を確保するため、条例では、住民説明会の開催など、設置者が処理施設の設置に係る事業計画を周知すること等について定めています。



事業者の責務

【条例第4条】

処理責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があります。処理を委託する場合であっても、最終処分まで適正に処理されるように必要な措置をとる必要があります。

関係事業者への適正処理のための協力

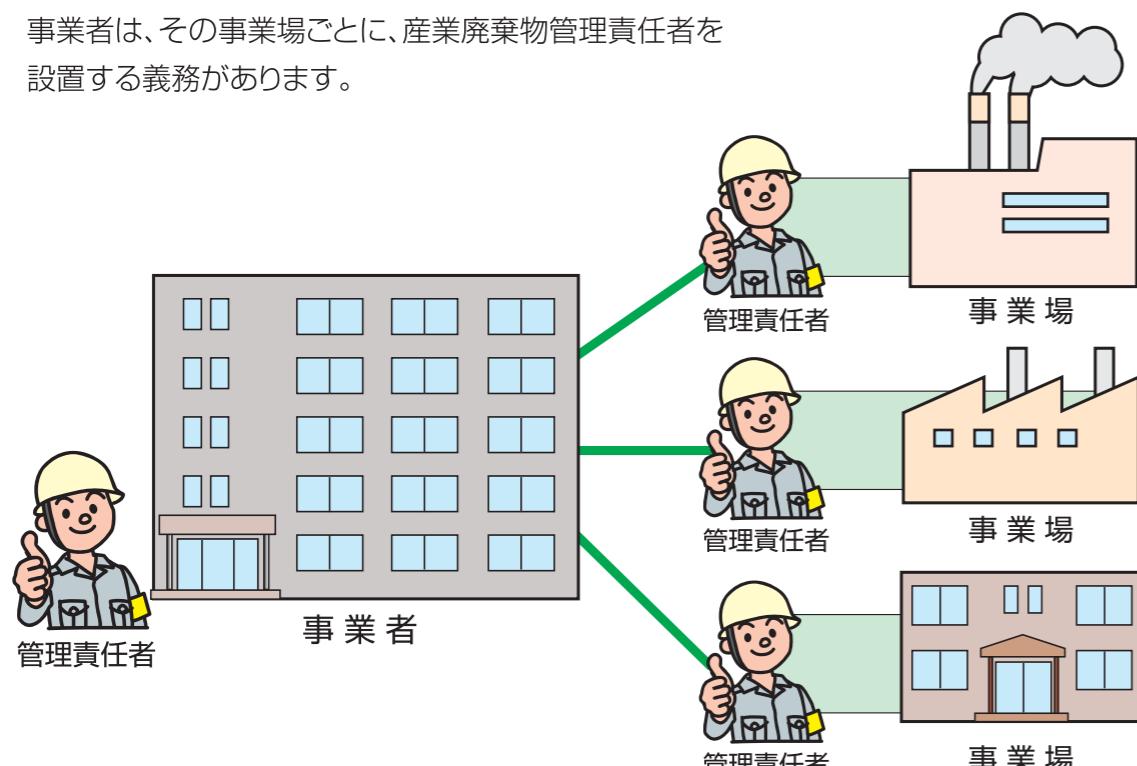
事業者は、その子会社、下請事業者その他の関係事業者がその産業廃棄物を適正に処理するように、必要な助言、情報の提供等の協力に努める責務があります。

事業者が実施しなければならないこと

1 産業廃棄物管理責任者の設置

【条例第8条】

事業者は、その事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を設置する義務があります。



■産業廃棄物管理責任者とは

- 事業場における産業廃棄物の処理に係る実務上の責任者です。
- 法令や基準を遵守した処理の確保等を任務とし、事業場における産業廃棄物の適正な処理のために中心的な役割を果たします。
- 資格等の要件はありません。(ただし、産業廃棄物の処理についてある程度の知識があり、その事務についての権限を有している者であることが必要となります。)

■産業廃棄物管理責任者の設置の手続

- 産業廃棄物管理責任者の任命方法等については事業者が独自に定めます。
- 産業廃棄物管理責任者を県に届け出る必要はありません。

■事業者がとるべき産業廃棄物管理責任者への配慮

事業者には、産業廃棄物管理責任者がその任務を円滑に遂行できるような配慮が求められます。この配慮として、例えば、必要な権限の付与、知識や技術の習得のための研修の機会の付与、必要な人員の確保等が挙げられます。

Q&A

Q 社員がわずかしかいなさい小さな事業場やごく短期間のみ設置される事業場など、産業廃棄物管理責任者の設置が困難な事業場はどうしたらよいか。

A 産業廃棄物管理責任者は全ての事業場に設置しなくてはなりません。しかし、質問にあるように設置が困難な事業場については、適正な処理を確保できると認められるのであれば、それらの事業場を統括する事業場の産業廃棄物管理責任者が兼任することも可能です。





2 委託先の実地確認とその記録の保存

【条例第10条】

事業者は、産業廃棄物処理の委託先を実地に確認し、その記録を保存しておく義務があります。

■実地確認を行う者

【規則第4条、第5条】

- 保管を伴う産業廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託する事業者
- 産業廃棄物の処分を処分業者に委託する事業者
 - ★事業者には中間処理業者を含みます。
 - ★処理を委託するに際してマニフェストの交付を要しない場合には、実地確認の必要はありません。

■実地確認の方法等

【規則第4条、第5条】

- 実地確認を行う時
 - 産業廃棄物の処理を委託しようとするときには委託する前に実施
 - 委託した後には1年に1回以上定期的に実施
- 実地確認を行う処理施設
 - 産業廃棄物処理の委託契約を結んだ委託先において、処理が実際に行われる処理施設
(積替保管施設又は中間処理施設若しくは最終処分場)

- 実地確認すべき事項
 - 委託した産業廃棄物が処理される施設の状況、産業廃棄物の処理の状況
 - 委託後の実地確認においては、帳簿等の書類の保存状況

- 実地確認の記録の保存
 - 実地確認の結果を記録し、記録した日から5年間保存
 - 県への報告は不要

★実地確認において確認すべき事項の詳細については、条例上定められていません。また記録の様式も定められていません。事業者は独自に具体的な確認事項や記録の様式を決めてください。
なお、県のホームページ(P21参照)に、実地確認のチェックリストの参考例を掲げてあります。

- 委託契約前:あらかじめ実地確認
- 委託契約後:年1回以上実地確認
- 確認の結果を記録し保存:5年間



Q&A

Q 産業廃棄物の最終処分まで関連する全ての処理業者を実地確認しなければならないのか。

A 事業者の処理責任の観点から、事業者は最終処分業者まで確認することが望まれます。しかし、それでは事業者の負担が過重となるおそれもあることから、条例では、委託契約の直接の相手方となる処理業者について、実地に確認することを求めています。

Q&A

Q 委託契約後の実地確認に関し、処理を委託した産業廃棄物がまさに処理されている時に処理施設に行ってその様子を見ることができないが、どうしたらよいか。

A 処理が行われる状況を実地に確認できれば理想的ですが、容易ではありません。このため、委託した廃棄物と同種類の廃棄物が、同じ処理施設において同様の処理方法で処理される状況を確認して、委託した産業廃棄物が適正に処理されるか又は処理されたかどうか判断してください。

3 委託先による不適正処理への必要な措置の実施及び県への報告

【条例第11条】

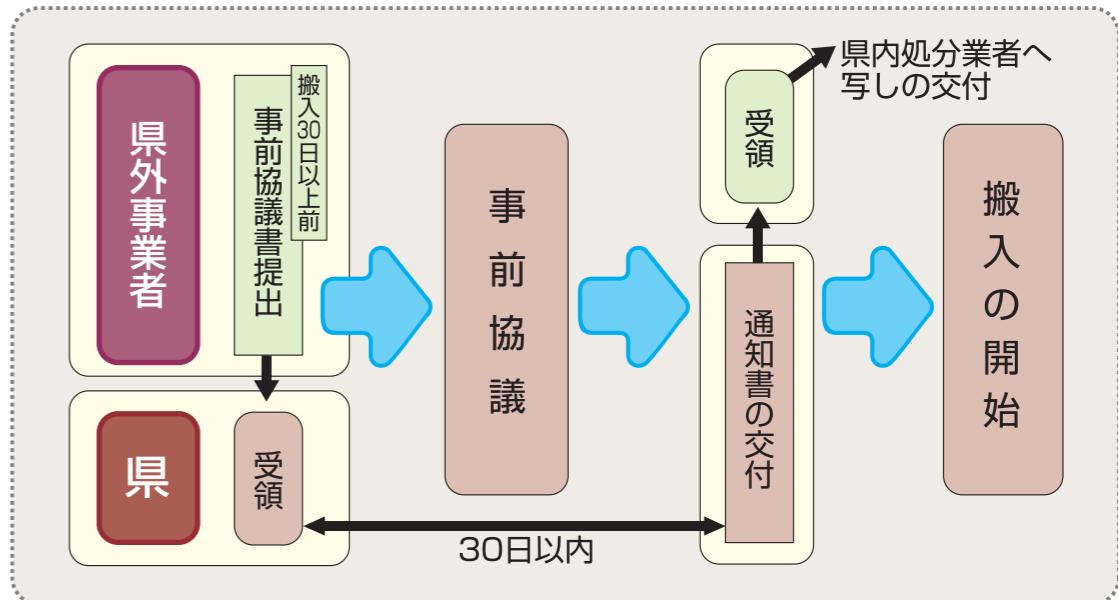
処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されたこと又は処理されるおそれがあることを知ったときには、事業者は、委託先に対する是正の指示、産業廃棄物の搬入の停止など、産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を速やかに講じ、また、その状況について県に報告する義務があります。

県外で排出された産業廃棄物(県外産業廃棄物)を県内に搬入して処分しようとするときには、事業者は、県外産業廃棄物の適正な処理の確保のため、県と事前に協議を行う義務があります。

事前協議を行う者

【条例第12条】

- 県外産業廃棄物を排出し、県内に搬入して委託処分しようとする事業者(県外事業者)
 - ★事業者には中間処理業者を含みます。また、中間処理業者の場合にあっては、県外の自社の事業場において、他の事業者の産業廃棄物を中間処理した後、県内の自社の事業場で処分するため県内に搬入する場合も事前協議が必要となります。【規則第6条】
 - ★委託処分を行うに際してマニフェストの交付を要しない場合には、事前協議の必要はありません。【規則第6条】



事前協議の手続

【条例第12条、第14条】

1 協議の開始

【規則第6条】

県外事業者は、事前協議書を搬入の30日前までに健康福祉センター(裏表紙参照)に提出します。

2 協議の実施

県外事業者は、搬入処分の計画について県に説明します。県は、県外産業廃棄物の搬入により不適正な処理が行われないか、生活環境への支障が生じないか確認します。

必要であれば、搬入計画の変更、中止を指導します。

3 協議の終了

【規則第8条、第13条】

県は事前協議を受けた日から30日以内に、事前協議の結果を記した通知書を県外事業者に交付します。県外事業者は、通知書の写しを県外産業廃棄物の処分を委託した処分業者に交付し、搬入処分を開始します。

★事前協議を行う県内搬入の期間の上限は、県内において中間処理を行う場合は3年間、最終処分を行う場合は1年間です。【規則第7条】

事前協議を終えた後

【条例第13条、第15条】

搬入の早期開始

【規則第10条、第11条】

県外事業者は、事前協議書に記載した搬入開始日にかかわらず、事前協議が終了して通知書を受領後、搬入開始日繰上の届出書を県に提出して搬入を開始できます。(事前協議の開始日から30日未満でも搬入を開始できることとなります。)

搬入の計画の変更

【規則第9条、第10条】

通知書に記載された事項の変更(一部の変更を除く。)を行う場合、当該変更の30日前までに変更協議書を県に提出し、協議を行います。

搬入実績の報告

【規則第14条】

県外事業者は、毎年6月30日までに前年度1年間の搬入実績について県に報告しなければなりません。

Q&A

Q 事前協議において、県と合意に至らなかった場合はどうなるのか。

A 事前協議が合意に至らない場合であっても、協議開始後30日以内に協議を終了します。県は、終了時点までの協議で整った事項及び未合意の事項についての県側の意見(指導内容等)を記載した通知書を交付します。この意見に反する搬入等を行ったことにより、生活環境に支障が生ずるか、生ずるおそれがある場合には、県は県外事業者に対して是正するよう行政指導し、それが聞き入れられない場合には、是正勧告を行うこととなります。



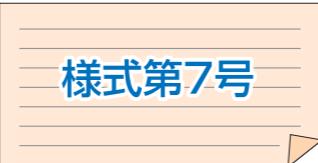
処理業者の責務

透明性及び信頼性の確保

処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、その処理について透明性及び信頼性を確保するように努める責務があります。

【条例第5条】

②処分業者 規則様式第7号

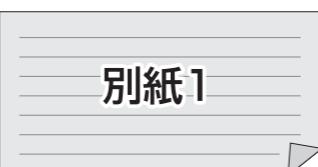


前年度1年間に処分した量及び処分後の量を、処分の委託元、処分方法、産業廃棄物の種類ごと等に分けて記載します。

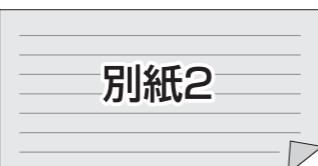
処理業者が実施しなければならないこと

【条例第17条】

処理業者は、毎年6月30日までに、前年度1年間の処理状況を県に報告する義務があります。



事業場別に、前年度1年間に受入れた量及び処分した量を、産業廃棄物の種類ごと、処分方法ごと、月ごとに分けて記載します。



事業場別に、前年度1年間に持ち出した中間処理後産業廃棄物の量を、産業廃棄物の種類ごと、持出先ごと、月ごと等に分けて記載します。

■報告をする処理業者

【規則第15条】

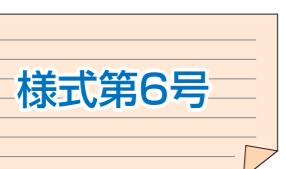
許可を受けた事業の範囲に保管を含む収集運搬業者及び全ての処分業者

★許可を受けた事業の範囲に保管を含まない収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条に基づき、収集運搬実績報告書を県に提出する義務があります。

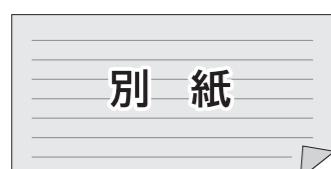
■処理状況報告の内容

【規則第15条】

①許可を受けた事業の範囲に保管を含む収集運搬業者 規則様式第6号



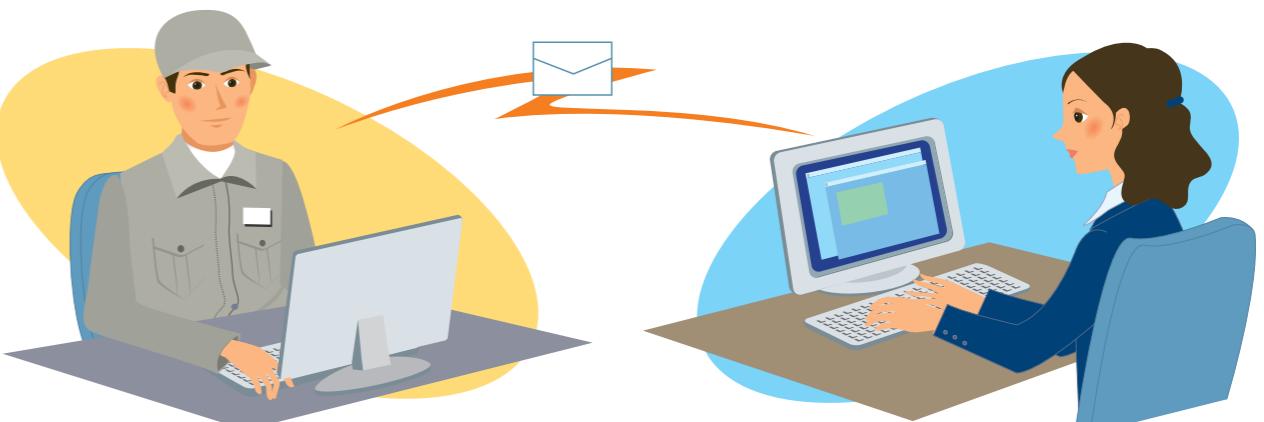
保管行為の有無別に、前年度1年間に収集運搬した量を、収集運搬の委託元、引渡し先、産業廃棄物の種類ごとに分けて記載します。



積替保管施設別に、前年度1年間に搬入・搬出した量を、産業廃棄物の種類ごと、月ごとに分けて記載します。

■処理状況報告書の提出方法

処理業者は、作成した処理状況報告書を健康福祉センター（裏表紙参照）に提出します。電子媒体による提出も可能です。



★県は、提出された処理状況報告の概要をインターネットにより公表します。

【規則第16条】





土地所有者等の責務

【条例第6条】

土地の適正な管理

土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する責務があります。

土地所有者等は、その土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県に通報するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

土地所有者等が実施しなければならないこと

【条例第18条、第19条】

土地を他人に使用させる場合であって、産業廃棄物の処理が予想されるときは、あらかじめその使用方法を、また定期的にその使用状況を確認しなければなりません。

■産業廃棄物の処理が予想されるとき

明らかに産業廃棄物が搬入される場合に加え、例えば、リサイクル原料となる使用済み製品を一時置かせてほしい等の申し出があった場合などです。

■使用方法の確認

相手との口約束ではなく、書面で使用の目的、方法、期間等を明らかにすべきです。
また、搬入される物の出所、性状等についても明確にしておくべきです。



■県への通報先

廃棄物リサイクル課や健康福祉センター（裏表紙参照）のほか、不法投棄110番があります。
不法投棄110番 ☎054-221-3810（24時間受付）

■必要な措置の例

産業廃棄物の不適正な処理による被害の拡大を防ぐため、搬入口の閉鎖、使用者に対する是正の要求、廃棄物の飛散等を防止するためのビニールシートの設置等が挙げられます。



産業廃棄物の処理施設の設置又は変更をする者は、事前にその事業計画を周辺住民等に周知するための手続（周知手続）を実施しなければならない場合があります。

■参考：産業廃棄物処理施設等の設置等の手続の流れ

産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をする場合は、①静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議、②条例に基づく周知手続、③廃棄物処理法に基づく許可申請等の順に手続を行うことになります。

周知手続の対象となる施設（産業廃棄物処理施設等）【条例第2条】【規則第2条】

- 廃棄物処理法に規定する設置許可が必要な処理施設（産業廃棄物処理施設）
 - 例）最終処分場、一定規模以上の焼却施設等
- 次のいずれにも該当する処理施設（肥料飼料製造処理施設）
 - ・肥料若しくは飼料又はこれらの原料の製造の用に供する施設
 - ・産業廃棄物処分業の用に供する施設
 - ・汚泥、動植物性残さ又はふん尿を発酵又は乾燥させる施設であって、これらの産業廃棄物の1日当たりの処理能力の合計が30tを超えるもの

周知手続を実施するとき

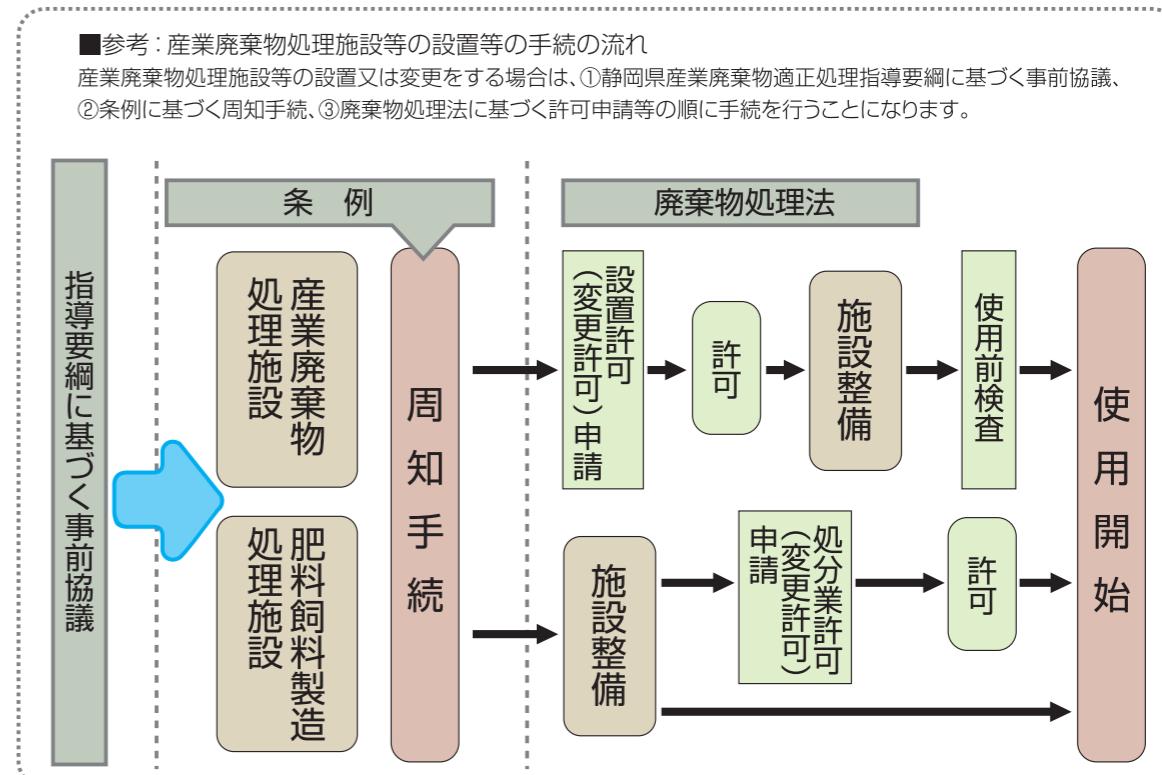
【条例第20条】【規則第17条】

- 産業廃棄物処理施設等の設置をするとき
「設置」とは、新規の建設、又は、建設済みの施設が処理能力の変更等により新たに産業廃棄物処理施設等に該当する施設になることをいいます。
- 産業廃棄物処理施設等の変更をするとき
「変更」とは、処理能力の10%以上の増大に係る変更、処理する産業廃棄物の種類の追加又は設備等の変更であって、生活環境への影響が増加するものをいいます。

周知手続を完了する時期

【条例第20条】【規則第18条】

- 廃棄物処理法に規定する設置許可が必要な処理施設
廃棄物処理法に基づく許可の申請を行うときまで
- 肥料飼料製造処理施設
施設の設置又は変更に係る工事に着手するときまで等



周知手続の種類

- 事業計画書の提出（県による公表）
産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をする者（設置者）は、事業計画書を県に提出します。県はこの事業計画書を公表します。
- 住民説明会の開催
設置者は、事業計画を説明するため、処理施設の周辺住民等を対象とする住民説明会を開催します。
- 周辺住民等から提出された意見書に対する見解書の作成（県による公表）
設置者は、周辺住民等からの意見に対する回答として見解書を作成し、県に提出します。県は、この見解書を公表します。





周知手続の内容

1 事業計画書の提出

【条例第20条】

設置者は、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を終了した後、県に事業計画書を提出して、周知手続を開始します。

■事業計画書の提出

【規則第19条】

- 産業廃棄物処理施設等を設置するときには規則様式第8号を、変更するときには様式第9号を使用します。
- 事業計画書には、取り扱う産業廃棄物の種類、施設の処理能力等について記載し、生活環境に及ぼす影響の調査（生活環境影響調査）の結果を記した書類等の資料を添付します。
- ★周知手続においては、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う生活環境への影響についての住民への情報提供が特に重要です。生活環境影響調査の実施方法等については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省平成18年9月）等を参照してください。

■周知手続の完了までに事業計画書の記載事項を変更する場合

～変更事業計画書の提出

【条例第24条】【規則第29条、第30条】

- 変更する事項及び変更後の事業計画を記載した変更事業計画書（規則様式第13号）を県に提出します。
- この場合、必要に応じて、住民説明会の開催などの周知手続を再度実施します。

★県は、事業計画書の提出を受けたときは、その概要を県公報に掲載します。

また、事業計画書を公告の日の翌日から起算して1か月間縦覧します。【規則第20条】

2 住民説明会の開催

【条例第21条】

設置者は、産業廃棄物処理施設等の周辺に居住する住民等を対象に、事業計画を説明する住民説明会を開催しなければなりません。

■住民説明会の概要

【規則第21条、第22条】

- 関係地域に居住する者等（関係住民）を対象に実施します。

【関係地域】

- ・産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の土地（計画地）及びその隣接地
- ・計画地を含む自治会、町内会等（自治会等）の地域
- ・計画地の隣接地を含む自治会等の地域
- ・生活環境影響調査において、その影響が及ぶ範囲であると認められる地域

【関係住民】

- ・関係地域内に住所を有する者
- ・関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
- ・関係地域内に所在する土地の土地所有者等
- ・産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域において水利権を有する者

- 県による事業計画書の縦覧期間内に開催しなければなりません。

- 原則として関係地域内において開催しなければなりません。

★住民説明会に参加する者の参集の便を考慮して、開催の日時及び場所を決めてください。
住民説明会では、事業計画の内容をわかりやすく解説した資料を用いて説明するとともに、参加者の質問に誠実に答えるよう努めてください。





■住民説明会の開催に係る手続

【規則第23条～第25条】

- 開催3週間以上前(開催に係る公告の2週間以上前)

住民説明会の日時等を記載した説明会開催計画書を県に提出します。

説明会開催計画書には、住民説明会において配布する予定の資料等を添付します。

- 開催1週間以上前

住民説明会を開催する日時、場所等について公告します。

公告は、日刊新聞紙への掲載その他県が認める方法により、関係地域内において行います。

住民説明会の開催

- 住民説明会開催後速やかに説明会開催報告書を県に提出します。

■住民説明会を開催しなくてもよい場合

【規則第26条、第27条】

- 天災、交通の途絶その他の設置者の責めに帰すことができない理由により住民説明会を開催できないときは、あらためて住民説明会を開催する必要はありません。
- ★この場合、開催できることを県に届け出るとともに、知事が認める方法により関係住民に事業計画書の内容を周知しなければなりません。

Q&A

Q 住民説明会は最低何回開催する必要があるのか。

A 住民説明会は、少なくとも1回は開催する必要があります。
それ以上開催するかどうかは、基本的には設置者が判断することとなります。

③ 関係住民等から提出された意見書に対する見解書の作成

【条例第22条、第23条】

住民説明会の開催等を受けて、関係住民等が意見書を県に提出します。設置者は、この意見に対する見解を取りまとめて見解書を作成し、県に提出しなければなりません。

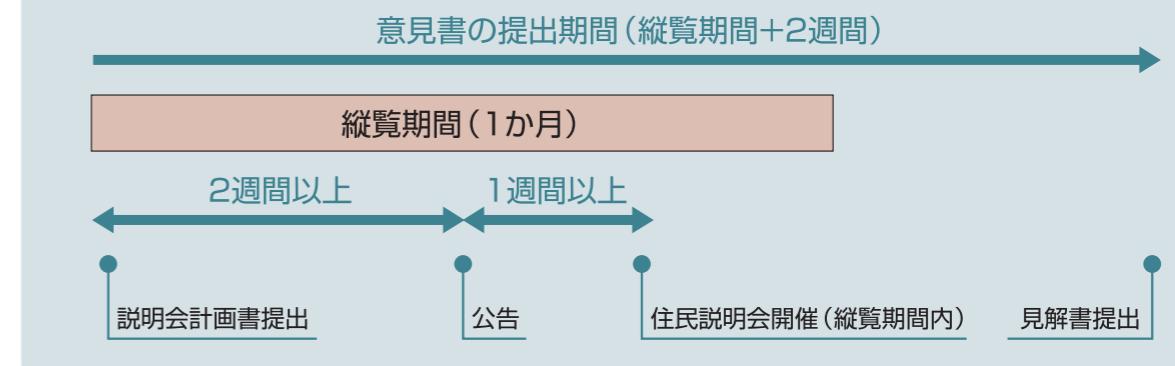
■関係住民等から提出される意見書

- 意見書は、事業計画書の提出に係る公告の日から約1か月半の間に県に提出され、県により取りまとめられて設置者に送付されます。
- 意見書は、生活環境の保全上の見地からの意見を有する者が提出できます。
関係住民に限定されません。
- 意見書に記載される意見は、生活環境保全上の見地からのものに限定されます。

■見解書の作成

- 設置者は、関係住民等からの意見に対する回答をまとめた見解書を作成します。
 - 作成した見解書は、県に提出します。
- ★県は設置者から提出された見解書をインターネット等により公表します。

■参考：周知手続のタイムスケジュール



生活環境保全協定等の締結の努力

【条例第27条】

産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、周辺住民等との生活環境の保全に関する協定等の締結に向け、積極的に取り組むよう努めなければなりません。

その他大切なこと

条例の詳細な情報について

条例に基づく勧告に従わない場合には、県はその旨を公表できます。【条例第28条】

■条例に基づく勧告が行われるとき

- 事業者が委託先による不適正な処理に対して必要な措置を講じていないとき 【条例第11条】
- 県外事業者が事前協議を実施せずに県外産業廃棄物を県内で処分したとき 【条例第16条】
- 事前協議を行った県外産業廃棄物の搬入により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき 【条例第16条】
- 処理業者が処理状況報告書を提出しないとき 【条例第17条】
- 産業廃棄物処理施設等の設置者が周知手続に係る規定を遵守していないとき 【条例第26条】

次のいずれかに該当する場合には、30万円以下の罰金が課せられます。【条例第34条】

- 条例が認める範囲内で、知事が報告を求めたにもかかわらず、報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合
- 条例が認める範囲内で県職員が行う立入検査を拒否等した場合

この条例は、静岡市及び浜松市の区域には適用されません。【条例第32条】

- 本社が両市の区域に設置されていたとしても、支店等の事業場が両市を除く静岡県内の区域に設置されている場合には、その事業場は条例の対象となります。

静岡県ホームページの廃棄物リサイクル課のページをご覧ください。

静岡県 廃棄物

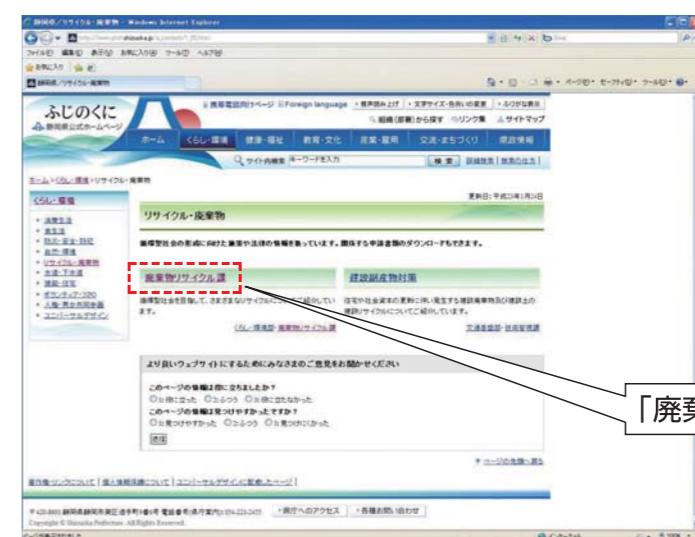
検索

【静岡県ホームページTOPからのたどり着き方】

- ①静岡県ホームページの「くらし・環境」の「リサイクル・廃棄物」をクリック



- ②次に現れたページの「廃棄物リサイクル課」をクリック



- ③次に現れたページが廃棄物リサイクル課のページです。

条例や規則の解説、実地確認(P6参照)のためのチェックリストなど関係する情報を掲載しています。